

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県地域改善対策高等学校等進学奨励費の返還債務の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人権・同和対策課
○長崎県港湾管理規則の一部を改正する規則	港 湾 課
◎ 告 示	
・ 指定管理者の指定（2件）	地域づくり推進課
・ 指定管理者の指定	雇用労働政策課
・ 保安林の指定の予定	林 政 課
・ 道路の区域変更（3件）	道 路 維 持 課
・ 道路の供用開始	〃
◎ 公 告	
・ 地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（7件）	漁 業 振 興 課
・ 特定開発行為に関する工事完了	砂 防 課

規 則

長崎県地域改善対策高等学校等進学奨励費の返還債務の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第1号

長崎県地域改善対策高等学校等進学奨励費の返還債務の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則
長崎県地域改善対策高等学校等進学奨励費の返還債務の免除に関する条例施行規則（昭和63年長崎県規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県港湾管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第2号

長崎県港湾管理規則の一部を改正する規則
長崎県港湾管理規則（昭和51年長崎県規則第38号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(必要な情報)</p> <p><u>第10条</u> 条例第42条の情報は、寄港の目的、乗員又は乗客の情報、感染症対策、緊急時の対応計画その他知事が必要と認めるものとする。</p> <p>(入出港届)</p> <p><u>第11条</u> 条例第44条第1項の大型船舶は、次の各号に掲げる船舶を除き、入港にあつては入港後直ちに、入港届(様式第13号)を、出港にあつては出港前に出港届(様式第13号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(電子計算機による係留施設使用許可の申請手続等)</p> <p><u>第12条</u> 条例第5条の規定による港湾施設(条例別表第1その1の表1の項(係船料に係るものに限る。)、2の項、4の項(係船料に係るものに限る。))及び5の項に掲げるものに限る。)の使用の許可若しくは当該許可に係る条例第10条の規定による変更の許可を受けようとする者又は条例第44条第1項の規定による入港若しくは出港の届出をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、第2条第1項、第3条又は第11条の規定にかかわらず、様式第1号その1、様式第1号その3、様式第1号その8、様式第1号その9、様式第2号又は様式第13号の提出に代えて、県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申請又は届出をすることができる(長崎港、福江港、厳原港、郷ノ浦港、松島港、松浦港及び比田勝港に係るものに限る。))。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(係留施設使用等)</p> <p><u>第13条</u> 条例第44条第2項に規定する係留施設を使用させようとする者又は船きよ若しくは船台に出入させようとする者は、係留にあつては係留届(様式第14号)を、出入にあつては入出きよ届(様式第15号)を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>第14条</u>及び<u>第15条</u> 略</p>	<p>(入出港届)</p> <p><u>第10条</u> 条例第42条第1項に規定する大型船舶は、次の各号に掲げる船舶を除き、入港にあつては入港後直ちに、入港届(様式第13号)を、出港にあつては出港前に出港届(様式第13号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(電子計算機による係留施設使用許可の申請手続等)</p> <p><u>第11条</u> 条例第5条の規定による港湾施設(条例別表第1その1の表1の項(係船料に係るものに限る。))及び5の項に掲げるものに限る。)の使用の許可若しくは当該許可に係る条例第10条の規定による変更の許可を受けようとする者又は条例第42条第1項の規定による入港若しくは出港の届出をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、第2条第1項、第3条又は第10条の規定にかかわらず、様式第1号その1、様式第1号その3、様式第1号その8、様式第1号その9、様式第2号又は様式第13号の提出に代えて、県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申請又は届出をすることができる(長崎港、福江港、厳原港、郷ノ浦港、松島港、松浦港及び比田勝港に係るものに限る。))。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(係留施設使用等)</p> <p><u>第12条</u> 条例第42条第2項に規定する係留施設を使用させようとする者又は船きよ若しくは船台に出入させようとする者は、係留にあつては係留届(様式第14号)を、出入にあつては入出きよ届(様式第15号)を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>第13条</u>及び<u>第14条</u> 略</p>

別表第2中「第12条」を「第14条」に改める。

様式第13号中「第10条」を「第11条」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第14号中「第12条」を「第13条」に改める。

様式第15号中「第12条」を「第13条」に改める。

様式第16号中「第14条」を「第15条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第15号

雲仙岳災害記念館条例(平成13年長崎県条例第50号)第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
雲仙岳災害記念館	島原市内1丁目1205番地 公益財団法人 雲仙岳災害記念財団 理事長 古川 隆三郎	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

長崎県告示第16号

土石流被災家屋保存公園条例（平成11年長崎県条例第1号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
土石流被災家屋保存公園	南島原市西有家町里坊96番地2 南島原市 市長 松本 政博	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

長崎県告示第17号

長崎県勤労福祉会館条例（昭和47年長崎県条例第52号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県勤労福祉会館	長崎県長崎市桶屋町25番地 株式会社トラスティ建物管理 代表取締役 中本 幸人	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

長崎県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

南松浦郡新上五島町若松郷字小島ノ浦131の1（次の図に示す部分に限る。）、133、134の3、134の9、135の48、135の69、135の70、字一本松136の51（次の図に示す部分に限る。）、136の14、136の24、136の26、136の31、136の53

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 佐世保世知原線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市知見寺町989番18地先から 佐世保市知見寺町989番15地先まで	前	9.4~17.0	67.1	
	後	9.4~17.0	67.1	

長崎県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県中央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 大村外環状線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大村市久原二丁目1356番2地先から 大村市久原二丁目1356番2地先まで	前	18.5~21.1	55.1	
	後	21.0~24.2	55.1	

長崎県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県中央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 大村貝津線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大村市久原二丁目1532番5地先から 大村市久原二丁目1356番2地先まで	前	21.3~32.8	8.1	
	後	21.3~32.8	8.1	

長崎県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 佐世保世知原線	佐世保市知見寺町1017番4地先から 佐世保市知見寺町988番70地先まで	令和3年1月8日

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
長崎市	H28年度から R元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 水の浦町等2区域	令和2年12月23日
平戸市	H30年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 木引A	令和2年12月23日
平戸市	H30年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 木引C	令和2年12月23日
平戸市	H30年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 深川C	令和2年12月23日
平戸市	H30年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 深川D等2単位区域	令和2年12月23日
南島原市	R元年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 下宮原第3（一部）	令和2年12月23日
南島原市	R元年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 谷川第3	令和2年12月23日

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

長崎県平戸市度島町150番地1

赤木 政幸

長崎県平戸市度島町1633番地

吉原 直一

(2) 加入区

度島加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

平戸市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県平戸市宮の町655番地13

平戸市漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

長崎県北松浦郡小値賀町前方郷3596番地

藤松 啓嗣

長崎県北松浦郡小値賀町浜津郷1034番地1

伊藤 誠治

(2) 加入区

小値賀町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宇久小値賀漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2789番地の4

宇久小値賀漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県長崎市土井首町362番地
松本 勝彦
長崎県長崎市磯道町817番地
小川 憲治
- (2) 加入区
長崎市東部加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
長崎市みなと漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県長崎市毛井首町1番地158
長崎市みなと漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県長崎市牧島町949番地6
牧島 雅和
長崎県長崎市戸石町307番地2
里 信介
- (2) 加入区
長崎市戸石加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
長崎市たちばな漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県長崎市戸石町1519番地34
長崎市たちばな漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

長崎県雲仙市千々石町乙20番地第1

尾崎 浩二

長崎県雲仙市千々石町乙887番地

二田 栄治

(2) 加入区

千々石町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

橘湾東部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県雲仙市小浜町北本町14番地40

橘湾東部漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県雲仙市南串山町丙436番地

井上 真二

長崎県雲仙市南串山町丙9199番地

竹下 博徳

(2) 加入区

南串山町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

橘湾東部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県雲仙市小浜町北本町14番地40

橘湾東部漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県南島原市南有馬町乙2402番地1

小嶺 周治

長崎県南島原市南有馬町乙4717番地

安藤 義文

- (2) 加入区
南有馬町加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
島原半島南部漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
 - (2) 縦覧場所
長崎県南島原市口之津町甲803番地43
島原半島南部漁業協同組合

特定開発行為に関する工事完了（公告）

次の特定開発行為に関する工事は完了した。

令和3年1月8日

長崎県知事 中村 法道

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
令和2年5月14日 長崎県指令2長振建 管第174号	長崎県長崎市赤迫二丁目255番1、257番、289番、 290番2、290番4、291番1、291番2、291番3、 296番2、297番2、298番2及び里道の一部	福岡県福岡市中央区大名一丁目15番33号 セントラル総合開発株式会社九州支店 執行役員支店長 五味 司

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田宏
プリント